

【ワシントン条約附属書】

ワシントン条約では、野生動植物の保護のため、絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制しており、取引規制の対象となるこれらの動植物を条約附属書に掲載しています。

附属書の改正は、附属書Ⅰ及びⅡについては、原則として約3年毎に開催される締約国会議において検討が行われることとなっています。また、附属書Ⅲについては、随時各国が提出できることとなっています。

第17回締約国会議（COP17：平成28年9月-10月、ヨハネスブルグ（南アフリカ共和国））で採択された附属書の改正等は、平成28年1月2日から発効します。

本稿ではこの改正を踏まえ、条約附属書の全体を掲載していますが、一般的和名及び一般的英名等については、専ら参考のために記載してありますので、注意が必要です。

附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲ

角 採 尺

- 1 この附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに記載する名称は、(a)種の名称又は(b)種よりも大きな分類群に属する若しくは種よりも大きな分類群のうちで特定された一部に属するすべての種を意味する名称である。
- 2 略号「spp.」は、種よりも大きな分類群に属するすべての種を示すために用いる。
- 3 種よりも大きな分類群であって2の略号「spp.」が付されている分類群以外の分類群は、専ら参考又は分類のために記載する。科の科学的名称の下に記載された俗名は、参照用に過ぎない。これらの俗名の記載は、当該科に属する種であって附属書に含まれるものを示すことを意図しており、多くの場合において、当該科に属するすべての種を示すものではない。
- 4 次の略号は、植物の分類群で種よりも小さなものを示すために用いる。
 - (a) 「ssp.」は、亜種を示す。
 - (b) 「var(s).」は、変種を示す。
- 5 附属書Ⅰに掲げる植物の種又は種よりも大きな分類群に注釈が付されていない場合には、これらの一又は二以上の種又は種よりも大きな分類群から人工的に繁殖させた交配種は、人工繁殖であることの証明書を付して取引することができるものとし、また、これらの交配種の種子及び花粉（花粉塊を含む。）、切花並びに試験管中で固体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、この条約の適用を受けない。
- 6 附属書Ⅲに掲げる種に付されている国名は、当該種を同附属書に掲げるよう提案した締約国の国名である。
- 7 特定の種が附属書のⅠに掲げられる際、当該種に関し、部分及び派生物に限る旨明記されていない場合には、当該種のすべての部分及び派生物が含まれる。附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「#」及び数字は、第1条(b)(iii)の規定に従い、条約の適用を受ける対象となる標本として特定されている植物の部分又は派生物を明記する以下の脚注を指す。
 - #1 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
 - (a) 種子、胞子及び花粉（花粉塊を含む。）
 - (b) 試験管中で固体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
 - (c) 人工的に繁殖させた植物の切り花
 - (d) 人工的に繁殖させたヴァニルラ属の果実並びにその部分及び派生物
 - #2 次のものを除くすべての固体の部分及び派生物
 - (a) 種子及び花粉
 - (b) 包装された小売取引用に準備された完成品
 - #3 根の全体、薄く切られた根及び根の一部（一部及び派生物を利用した加工品、粉末、錠剤、抽出物、強壯剤、茶やお菓子類を除く。）

- #4 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
- (a) 種子（ランの種子鞘を含む）、胞子及び花粉（花粉塊を含む。）。ただし、メキシコから輸出されたサボテン科（spp.）の種子並びにマダガスカルから輸出されたベカリオフォイクス・マダガスカリエンシス及びネオデュプシス・デカリュイの種子は、この除外の適用を受けない。
 - (b) 試験管中で固体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
 - (c) 人工的に繁殖させた植物の切り花
 - (d) 帰化したか又は人工的に繁殖させたヴァニルラ属（ラン科）及びサボテン科の果実並びにその部分及び派生物
 - (e) 帰化したか又は人工的に繁殖させたオープンティア属オープンティア亜属及びセレニケレウス（サボテン科）の茎及び花並びにその部分及び派生物
 - (f) 包装された小売取引用に準備されたエウフォルビア・アンティスュフィリティカの完成品
- #5 丸太、製材品及び薄板
- #6 丸太、製材品、薄板及び合板
- #7 丸太、木の切れ端、粉末及び抽出物
- #8 地中にある部分（例えば、根、根茎）の全体、一部及び粉末
- #9 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
「ボツワナ、ナミビア及び南アフリカ間の取極に基づき、ボツワナ、ナミビア及び南アフリカの関連の条約管理当局間で合意された条件の下、規制された収穫及び生産を通じて得られたフーディア（spp.）から生産されたもの」のラベルの付された個体の部分及び派生物
- #10 丸太、製材品及び薄板。弦楽器の弓の製作に用いられる未完成品の木材品を含む。
- #11 丸太、製材品、薄板、合板、粉末並びに抽出物。（香料を含め、原料として抽出物が含まれている完成品はこの注釈に含まれるとはみなさない。）
- #12 丸太、製材品、薄板、合板及び抽出物。（香料を含め、原料として抽出物が含まれている完成品は、この注釈によって保護されているとはみなさない。）
- #13 仁及びその派生物
- #14 次のものを除くすべての個体の部分と派生物
- (a) 種子と花粉
 - (b) 試験管中で個体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
 - (c) 果実
 - (d) 葉
 - (e) あらゆる形態に粉を圧縮させたものを含む、油分をほとんど含まないアガーウッドの粉
 - (f) 包装された小売取引用に準備された完成品。ただし、この免除は木材チップ、ビーズ、数珠および彫刻品には適用しない。
- #15 次のものを除く全ての個体の部分及び派生物
- a) 葉、花、花粉、果実及び種子
 - b) 船積ごとの合計の最大重量が 10kg 以下の非商業的輸出

ただし、次のものについては、適用対象となる。

- c) *Darbergia cochinchinensis* については、注釈#4 に該当する全ての個体の部分及び派生物
 - d) メキシコ原産であり、かつメキシコから輸出される *Dalbergia. Spp.* については、注釈#6 に該当する全ての個体の部分及び派生物。
- #16 種子、果実、油及び生きた植物